

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、集金人に毎月納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

申立期間当時は、自宅で商売を営んでいたため、家を留守にすることはなく、必ず集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を渡していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間である上、申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年9月に夫婦連番で払い出されている上、国民年金保険料の納付日が確認できる申立期間直後の37年4月から52年3月までに係る申立人夫婦の保険料の納付日はおおむね納付期限内で、かつ、一緒であることが確認でき、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況や住所に変更は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人により国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、集金人に毎月納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

申立期間当時は、自宅で商売を営んでいたため、家を留守にすることはなく、必ず集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を渡していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間である上、申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年9月に夫婦連番で払い出されている上、国民年金保険料の納付日が確認できる申立期間直後の37年4月から52年3月までに係る申立人夫婦の保険料の納付日はおおむね納付期限内で、かつ、一緒であることが確認でき、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の生活状況や住所に変更は認められないことから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人により国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から同年9月まで
国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は実家の両親に任せていたため、詳細は不明であるが、申立期間の保険料も実家の両親が納付してくれていると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間直後の平成6年10月から7年9月までの期間の国民年金保険料は、8年11月以後10回に分割して納付されていることが確認できる。

さらに、平成7年4月ころに申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続が行われていることが確認できる上、加入当時、社会保険事務局は、過年度保険料の納付書を、6月及び12月の年2回発行し、当該保険料の分割納付を希望する被保険者に対して、当該保険料を分割した納付書を発行していたとすることから、申立人に納付書が発行されたと考えられる7年6月、同年12月のいずれの時点においても、時効とならない申立期間の保険料に係る納付書のみが分割して発行されず、過年度納付されなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年3月31日まで
従業員としてA事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が47万円だったにもかかわらず、9万2,000円に減額訂正されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA事業所は、平成8年3月31日に適用事業所に該当しなくなっており、その直後の同年4月15日に、申立人の6年4月から8年2月までの標準報酬月額が47万円から9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る雇用保険の加入履歴を有している上、当該事業所の役員ではなかったことが商業登記簿謄本から確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、47万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 14 日から 22 年 12 月 7 日まで
申立期間において、A事業所に勤務し、B事業所のC製造所内に事務所を置いたD班に所属していた。給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所（現在は、E事業所）に勤務していたことは、同事業所のB事業所C製造所内D班（以下、「D班」という。）において、申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚の証言から推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶しているA事業所D班の同僚 24 人のうち、4人については厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、申立人は、同保険に加入している4人のうち2人はD班の班長であったと供述しており、残る 20 人については、同記録を確認することができないことから、同事業所は、D班において責任を負う立場にあった班長クラスのみ厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがわれる。

また、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚のうち連絡の取れた5人から聴取しても、D班に関する具体的な証言を得ることができず、申立人と一緒に原料班に勤務していたとする同僚3人から聴取しても、D班に勤務していた者が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言を得ることができない上、E事業所は、申立期間当時の雇用形態、厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名が無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 48 年 1 月まで
申立期間当時、A市にあったボーリング場「B」に勤務していた。
厚生年金保険及び失業保険の被保険者証を退職時にもらった記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がボーリング場「B」に勤務していたことは、申立人が記憶している当該ボーリング場の所在地と当該ボーリング場を運営していたC事業所の商業登記簿謄本の支店欄に記載されている所在地が一致している上、申立人の当該ボーリング場での業務内容に関する具体的な供述から判断すると、推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する事業所記号番号払出簿にC事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が無い上、同事業所の商業登記簿謄本に記載されている元役員から聴取しても、「C事業所は、厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したこともない。私と事業主は、国民年金に加入している。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 10 日から同年 4 月 18 日まで
昭和 50 年 1 月から「A事業所」に雇用され、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年 4 月 18 日になっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、「A事業所」で勤務していたことは、同事業所における元上司の証言から推認できる。

しかしながら、申立人の「A事業所」における雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 50 年 4 月 18 日に同事業所で同保険被保険者資格を取得し、55 年 12 月 31 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、申立人の同事業所における厚生年金保険の加入記録と一致している上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、50 年 4 月 24 日以降に、申立人の新たな厚生年金保険手帳記号番号が同年 4 月 18 日を被保険者資格取得日として払い出されていることが確認でき、同事業所が同日以前に被保険者資格の取得手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、「A事業所」は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していた事実を確認できる関連資料が無く、同僚から聴取しても、申立人の厚生年金保険への加入時期に関して証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年6月まで

申立期間前に、A事業所の下請会社で1年間仕事をし、その後、申立期間当時、A事業所から残務整理を依頼され、同事業所で半年ほど勤務していた。

退職時に、厚生年金保険被保険者証を渡されたことを記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務する以前の1年間、同事業所の下請会社で勤務し、その後、A事業所で勤務したと述べているところ、申立人が昭和42年3月2日から43年3月12日まで雇用保険に加入していることが確認できること及び申立人の具体的な説明から判断すると、事業所を特定することはできないものの、申立人がA事業所に勤務する直前に同事業所の下請会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所において勤務していたことについては、B事業所C支店では、「正社員であれば、当社の社員名簿から検索することが可能であるが、申立人に関しては当名簿に見当たらない。」と回答しており、同事業所本社からも同様の回答を得ている上、申立人と一緒に勤務していたとする同僚も不明であることから、確認できない。

また、B事業所C支店は、「当事業所の当支店（D市）開設は昭和57年で、43年ごろには当支店は存在しておらず、当地で工事を行う際には、その都度、現地でアルバイトのような雇用形態で人材を集めていたため、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、A事業所の退職時に、同事業所から厚生年金保険被保険者証を渡され、申立期間直後に勤務した別の事業所に提出したと説明している

ところ、社会保険事務所の記録によると、申立人が申立期間直後に勤務した別の事業所において、申立人に係る新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたことが確認できる上、雇用保険の加入記録によれば、申立期間前に払い出されていた雇用保険被保険者番号が当該事業所においても継続されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者資格取得申出書によれば、申立人は、申立期間直後に勤務した事業所を退職した翌日の昭和57年4月21日に厚生年金保険第4種被保険者資格を取得しており、当該事業所での被保険者期間（166か月）と第4種被保険者期間（14か月）を合わせて厚生年金保険の老齢年金受給資格期間（180か月）を満たしていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 16 日から 40 年 1 月まで
② 昭和 45 年 7 月 17 日から 48 年 1 月まで

申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A事業所における同僚等の氏名を記憶しておらず、当時、同事業所で勤務していた複数の従業員から聴取しても、申立人については記憶が無いとしており、申立人が当該期間において、同事業所に勤務していた事実を確認することができない。

また、A事業所から「C会の年金台帳」として提出された資料によると、申立人の同事業所の退職年月日が昭和 38 年 7 月 15 日と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所は、当該期間当時の資料が無く、当時の厚生年金保険料の控除について不明であるとしており、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②については、申立人は、B事業所（現在は、D事業所）における同僚等の氏名を記憶しておらず、当時、同事業所で勤務していた複数の従業員から聴取しても、申立人については記憶が無いとしており、申立人が当該期間において、同事業所に勤務していた事実を確認することができない。

また、D事業所から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資

格取得届（控）並びに同資格喪失確認通知書（控）により、申立人の厚生年金保険のB事業所における被保険者資格の取得日（昭和42年1月16日）及び喪失日（45年7月17日）が社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、D事業所は、「申立期間において申立人の勤務した記録が確認できないため、保険料を納付していないと思われるが、申立期間当時の賃金台帳を既に廃棄していることから、当時の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人は、戸籍の附票により、昭和45年11月にE区に転入していることが確認でき、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、46年3月ごろに同区から申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが推認できる上、この時点では、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、申立人がB事業所の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した前日の退職年月日と同日の45年7月16日とされていたことから、申立人は、F県G町に所在する同事業所に48年1月まで継続して勤務していたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。